

# 小牧市環境基本条例の解説



平成15年5月

小牧市 環境部 環境政策課

# 小牧市環境基本条例の構成

## 前 文

条例制定に至る時代的・社会的背景や市・市民・事業者が協働し環境への保全や創造に努めていく決意を明らかにし、条例制定の目的を強調するため前文を規定しています。

## 第1章 総則(第1条 - 第6条)

目的、用語の定義、基本理念をはじめとして、環境基本条例全体に関する事項を規定しています。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条 - 第15条)

環境の保全及び創造に関する施策の基本的施策について規定しています。

## 第3章 協働による推進体制(第16条 - 第20条)

市・市民・事業者の協働の重要性を考慮し、協働に関する基本的施策について規定しています。

## 第4章 環境施策の評価及び継続的改善(第21条 - 第23条)

環境施策の基本的施策の評価や継続的改善に関する基本的施策について規定しています。

## 第5章 環境審議会(第24条・第25条)

環境基本法に基づいて設置する環境審議会について規定しています。

## 附 則

施行日について規定しています。

環境の保全や創造の推進に当たり、条例の実効性を確保し、継続的改善を実施するため、条例全体をPDCA(Plan Do Check Action)により整理しています。

PDCAは、次の4つの基本部分から構成されています。

- ・ Plan(プラン) : 環境の基本理念を実施するための計画を策定すること
- ・ Do(ドゥ) : 策定した計画を実施し、目的及び目標を効果的に達成するために必要な措置を講じること
- ・ Check(チェック) : 計画の達成状況を定期的に点検し、評価すること
- ・ Action(アクション) : 達成状況の評価にもとづき、計画の見直し及び改善を行うこと

このPDCAを繰り返すことで継続的改善を実施していきます。継続的改善により環境の保全や創造に取り組むため、条例全体をPDCA(Plan.Do.Check.Action)により整理しています。

| PDCA       | 規定内容                   |                     |
|------------|------------------------|---------------------|
| 条例全体に関わる事項 | 前文                     |                     |
|            | 第1章 総則                 |                     |
|            | 第1条                    | 目的                  |
|            | 第2条                    | 定義                  |
|            | 第3条                    | 基本理念                |
|            | 第4条                    | 市の責務                |
|            | 第5条                    | 市民の責務               |
|            | 第6条                    | 事業者の責務              |
| Plan       | 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 |                     |
|            | 第7条                    | 環境施策の基本方針           |
|            | 第8条                    | 環境基本計画              |
|            | 第9条                    | 調査                  |
| Do         | 第10条                   | 規制等の措置              |
|            | 第11条                   | 経済的措置               |
|            | 第12条                   | 環境の保全及び創造に資する施設の整備等 |
|            | 第13条                   | 開発事業等に係る環境への配慮の推進   |
|            | 第14条                   | 環境に配慮した公共工事等への取組    |
|            | 第15条                   | 環境への負荷の低減に資する施策の促進  |
|            | 第3章 協働による推進体制          |                     |
|            | 第16条                   | 環境教育及び環境学習          |
|            | 第17条                   | 環境情報の提供             |
|            | 第18条                   | 自発的な活動の促進           |
| 第19条       | 市民及び事業者との協働等           |                     |
| 第20条       | 国及び他の地方公共団体との協力        |                     |
| Check      | 第4章 環境施策の評価及び継続的改善     |                     |
|            | 第21条                   | 監視等                 |
|            | 第22条                   | 環境施策の評価及び継続的改善      |
|            | 第23条                   | 年次報告書の作成及び公表        |
| Action     | 第5章 環境審議会              |                     |
|            | 第24条                   | 設置等                 |
|            | 第25条                   | 組織等                 |

## 環境基本条例の性格

環境基本条例は、環境に関する基本的な内容を規定する条例です。このため、環境審議会や環境基本計画など具体的な規定も含まれていますが、大部分は環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を示す規定で占められています。

なお、本条例は、市民・事業者の権利や義務に関する具体的な規定はありませんが、今後、本条例の基本的な考え方に基づき、個別条例の制定などの制度づくりや予算措置など、個別の施策を講ずることになります。

## 環境基本条例の意義

環境政策に関する基本的な姿勢や、市・市民・事業者の役割を規定し、市民や事業者に分かりやすくPRするとともに、職員に対しても環境意識を高める契機とするものです。

環境政策は行政に横断的に関連するものであり、環境基本計画をはじめ、重点的に取り組む施策内容を条例形式により規定することにより実効性を担保しようとするものです。

環境政策を、市・市民・事業者のパートナーシップにより進めることの重要性を考慮し、市民や事業者の責務や、市民参加の仕組みを条例として規定することにより、協働して環境政策に取り組む契機にしようとするものです。

## 小牧市環境基本条例の特徴

条例の第2章以下の構成を継続的改善（PDCA）を意識して構築したこと。

市・市民・事業者のパートナーシップによる取組を推進するため、協働による推進体制について第3章に章立てしたこと。

市自らが継続的改善に取り組むとともに、市民・事業者が自らの日常生活や事業活動に関して環境への負荷を自覚して、継続的改善に取り組めるよう必要な措置を講じることを規定したこと。（第22条 環境施策の評価及び継続的改善）

## 小牧市環境基本条例に対する環境審議会報告書意見

環境審議会から、条例の施行にあたって、次の事項に留意をして適切な措置が講じられるよう要望が付されています。

条例の周知にあたっては、条文審議の過程で出た意見等を踏まえ、分かりやすい逐条解説を付すこと。

条例に規定された基本的施策等の具体化に向けた検討を早急に進めること。

環境基本条例に基づき、生活環境保全等に対する規制的な個別条例を規定する際には、条例の実効性を確保するため、実施指導指針の策定や罰則規定も視野に入れた検討を進めること。

# 小牧市環境基本条例の構成

前文（環境基本条例は、環境の分野について市の施策などに関する基本方針を示す条例であるため、条例を制定する時代的・社会的背景の認識、市・市民・事業者が協働して環境の保全や創造に努力していく決意、条例制定の目的を明らかにするため規定）

## 第1章 総則

### 目的（第1条）

- ・ 市・市民・事業者の責務の明確化
- ・ 環境の保全と創造に関する基本事項
- ・ 施策の総合的、計画的な推進
- ・ 現在と将来の市民の良好な環境確保に寄与

### 定義（第2条）

- ・ 「環境への負荷」
- ・ 「地球環境保全」
- ・ 「公害」

### 基本理念（第3条）

- ・ すべての市民の恵み豊かな環境の確保と将来の世代への継承
- ・ 市・市民・事業者の責務の認識、公平な役割分担、協働による取組
- ・ 環境負荷の低減による人と自然の共生、循環型社会の構築
- ・ 地球環境保全の自主的、積極的な推進

### 市の責務（第4条）

- ・ 総合的、計画的な施策の策定、実施
- ・ 環境政策の基底性
- ・ 率先した環境負荷低減への取組

### 市民の責務（第5条）

- ・ 環境への負荷の自覚
- ・ 日常生活での環境負荷の低減
- ・ 積極的な取組、市の施策への協力

### 事業者の責務（第6条）

- ・ 環境への負荷の自覚
- ・ 公害防止、廃棄物適正処理、自然環境保全
- ・ 製品への環境配慮、再生資源の使用等
- ・ 積極的な取組、市の施策への協力

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

環境施策の基本方針（第7条）

環境基本計画（第8条）

調査（第9条）

規制等の措置（第10条）

経済的措置（第11条）

環境の保全及び創造に資する施設の整備等（第12条）

開発事業等に係る環境への配慮の推進（第13条）

環境に配慮した公共工事等への取組（第14条）

環境への負荷の低減に資する施策の促進（第15条）

## 第3章 協働による推進体制

環境教育及び環境学習（第16条）

環境情報の提供（第17条）

自発的な活動の促進（第18条）

市民及び事業者との協働等（第19条）

国や他の地方公共団体との協力（第20条）

## 第4章 環境施策の評価及び継続的改善

監視等（第21条） 環境施策の評価及び継続的改善（第22条） 年次報告書の作成、公表（第23条）

## 第5章 環境審議会

設置等（第23条）

組織等（第24条）

小牧市環境審議会規則

（環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を規定）

## 逐条解説

(前文)

わがまち小牧市は、濃尾平野の北東に位置し、尾張丘陵から濃尾平野へと広がる地形と天然・人工の多様な水系を持ち、小牧山や市の東部に広がる丘陵など、豊かで美しい自然に恵まれた市である。この恵みを受け継ぎながら、先人の努力により、かつては農業を基盤として、その後は交通の要衝としての地の利を生かし、多様な産業が集積する活力ある都市として発展を続けてきた。

しかし、今日のわが国の発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を著しく増やしてきた。また、わが市にあっても、都市化の進展は、地域のつながりを希薄にし、かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境の存続を危うくしつつある。

このような環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを、私たちはあらためて認識しなければならない。その上で、市民一人ひとりがわがまちを愛し、わがふるさとを慈しむ心を醸成し、市、市民及び事業者が協働して、良好な環境を保全し、創造していかなければならない。

私たち小牧市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。このような考えのもとに、持続可能な節度ある社会、人と人、そして人と自然が共生するわがまち小牧市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

### 【趣旨】

本条例は、環境の分野について市の施策などに関する基本方針を示す条例であるため、条例を制定する時代的・社会的背景の認識、市・市民・事業者が協働して環境の保全や創造に努力していく決意、条例制定の目的を明らかにするため、前文を規定しました。

この前文は、条例の全体的な認識を示しており、前文自体から直接法的効果が生ずるものではありませんが、各条文や適用に関する解釈・運用の基準となるものです。

前文は4つの段落で構成されており、小牧市の特徴・独自性を表現するとともに次のように起承転結を明らかにしています。

(起) 小牧市の特徴

- ・ 丘陵から平野に広がる地形
- ・ 天然・人工の多様な水系(大山川、八田川源流、多数のため池、平野部の用水など)
- ・ 農業基盤から多様な産業が集積する活力ある都市形成、交通の要衝としての発展

(承) わが国や小牧市の環境の現況認識

- ・ 20 世紀型社会経済活動の功罪
- ・ 都市化の進展による地域のつながりの希薄化、地域コミュニティの劣化

(転) 現況を踏まえた対応

- ・ 環境問題の現況の認識
- ・ 地域を愛する心の醸成

(結) 環境権、条例制定の宣言

- ・ 環境権の宣言
- ・ 持続可能な節度ある社会、共生社会実現に向けての条例の制定

「かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境」

東部を中心にした豊かな緑やきれいな水や大気、また小牧山をはじめとする史跡や文化財、地域の伝統芸能や行事（盆踊り、秋祭り）などを示しています。

「私たち小牧市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を負っている」

「環境権」については、法的権利としての性格について未だ定説がなく、具体的な権利内容も不明確ですので、この条例でも直接「環境権」という言葉は使っていません。

環境権については、法的概念や解釈をめぐる様々な議論や論点がありますが、環境権を差止め請求の根拠となるような民法上の権利としてとらえるのではなく、市民にとって明快で説得力ある政策目標として掲げました。

「持続可能な節度ある社会」

20 世紀型の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの社会のあり方そのものを変えない限り解決できないという点にあります。私たち現代の世代にとって、行動に制約を生じ、到達できる物質的な豊かさを減ずることは避けられないとしても、世代を通じた生活の質を高め、将来世代と環境の恩恵を分かち合うことができる道を目指すことが求められています。

具体的には、私たちは、必要以上にモノを買い、廃棄することでごみ問題、即ち環境問題を起しています。21 世紀を担う子どもたちに残すべき自然や資源までも消費しています。私たちは、子どもたちが健全に暮らしていくために必要とする自然を残していく責任があります。このために、ムダなモノを買わない・買わせない生活スタイルに変えていかなければなりません。

(節度：守るべきほどあい)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条例に規定している内容をまとめて記載しており、本条例の究極の目的として、「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保の寄与」としています。

- ・ 市・市民・事業者の責務の明確化
- ・ 環境の保全と創造に関する基本事項
- ・ 環境施策の総合的、計画的な推進
- ・ 現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与

### 「環境の保全及び創造」

人間の活動が活発になればなるほど、環境への負荷が増大し、本来自然が持っている回復力を越えるようになってきます。この結果、本来は維持されていた良好な環境が損なわれることがあります。このため、良好な環境を確保していくためには、自然の回復力を越えた環境への負荷を低減させるだけでなく、新たな環境を創造していく努力が必要となります。

環境の保全及び創造の基本的な考え方として、「環境の保全」は、公害その他健康や生活環境に係る被害を防止し、環境を良好な状態に保つことを示し、「環境の創造」は、環境の保全のほか、より積極的に新たな自然や快適空間を創出し、豊かな環境を確保することを示します。

具体的には、「環境の保全」とは、貴重な動植物の保存を含めた緑地の確保や里山の保全、水質や大気の保全などが挙げられ、「環境の創造」とは、市街地の緑化やビオトープによる環境の再生、創出などが挙げられ、守り維持していくことにとどまらず、新たな環境の創造も目指していくというものです。

### 「総合的かつ計画的」

「総合的」とは、縦割りの行政施策に、「環境」を重要な要素として捉えて、あらゆる施策に環境が横断的に配慮されることを示します。

「計画的」とは、市民、事業者とのパートナーシップを推進するためにも、方法手順を常に明らかにするとともに、継続的な改善に向けた見直しが可能にすることを示します。

(「総合」…個々別々のものを一つにまとめること)

(「計画」…ものごとを行うに当たって、方法手順などを考え企てること)



「基本理念」、「市、市民及び事業者」、「施策の基本となる事項」

「基本理念」は第3条、「市、市民及び事業者」は第4条～第6条、「施策の基本となる事項」は第2章～第4章(第7条～第23条)に具体的に示しています。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

この条例で使っている言葉で、重要な概念を表している言葉の意味を説明しています。定義した言葉と内容は、環境基本法第2条に定められている用語の意味を引用しています。

「環境への負荷」(第1項)

人の活動により加えられる影響であって、自然の営みの中で回復されるものや噴火などの自然現象によるものは、「環境への負荷」とみなしません。

「環境の保全上の支障の原因」(第1項)

有害物質の環境への放出のように直接・単独で支障を引き起こすものだけでなく、集積することによって支障を引き起こすもの(例えば二酸化炭素のように自然の営みの中で蓄積されるもの)を含んでいます。

「地球環境保全」(第2項)

主な地球環境問題としては、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、野生生物の減少、森林(熱帯雨林)の減少、砂漠化、海洋汚染、発展途上国の公害問題、有害廃棄物の越境移動が挙げられます。

「地球全体の温暖化」...大気中の二酸化炭素・メタン等の温室効果ガスの濃度上昇により地球が温暖化することを言います。温室効果ガスとは、太陽から地球への光をほとんど全て通すのに、地表から宇宙へ逃げる赤外線放射を吸収して、大気の温度を上昇させる効果を持つ気体のことです。

「オゾン層の破壊」...フロンの大気中への排出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊され、有害紫外線の

地表面への到達量が増大し、皮膚ガンが増えるなどの健康への影響や生態系への悪影響をもたらされる等の結果が生じることをいいます。

「海洋の汚染」…タンカー事故による油流出、富栄養化による海洋生物・海洋資源・快適性などに有害な結果が生じることをいいます。

「野生生物の種の減少」…現在科学的に明らかにされている野生生物の種の種類は約175万種とされていますが、推計上の生存種の数700万~2000万種ともいわれています。このうちの40%以上が全陸地の7%程度に過ぎない熱帯雨林に生息しており、種の宝庫と言われていますが、この熱帯雨林が急速に減少し、歴史上かつてないスピードで絶滅しつつあります。

「その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態」…例示以外の主なものは次のとおりです。

(酸性雨) …石炭・石油等の化石燃料を燃やすことなどによって硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に放出され、これらが化学変化して最終的に強い酸性の雨が降り、これに伴って湖沼の魚の死滅や森林障害、歴史的建造物などへの被害が生じています。

(砂漠化) …乾燥地域などで、気候変動や人間の活動を含む様々な要因によって土地が劣化することをいいます。砂漠化の主な要因には自然的なものと同様の人為的なものがあります。このうち人為的な要因として、家畜の過放牧、過耕作、薪炭材の過剰採取などにより、その土地の再生能力を越えた負担を加えられることが挙げられます。

(熱帯雨林の減少) …薪炭材の過剰採取、耕作地の拡大、商業用伐採などが原因とされています。これにより、土壌流出、生活用エネルギーの枯渇など熱帯林諸国の問題だけでなく、気候変動や野生生物種の減少などの影響があります。

(有害廃棄物の越境) …廃棄物の発生量は急速に増加し、質も多様化していますが、大都市を中心として廃棄物の中間処理施設や最終処分場の立地が困難となっている状況があります。このような中で、処理施設が山間部や処理コストの低い開発途上国にまで移動して、そこで新たな環境問題を引き起こしています。

#### 「公害」(第3項)

人為的な原因に基づく一般公衆や地域社会に有害な影響を及ぼす現象に限られ、自然現象を原因とした健康や生活環境の被害は含みません。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つを「典型7公害」と呼びます。生活環境には、人の財産や動植物への被害も含まれ、農漁業の対象となる植物や魚類など人の生活に関係する動植物や生息環境などを含みます。例として、ちりや煙で洗濯物が汚れる、土の中の有害物によって農作物が育たなくなることが挙げられます。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、自主的かつ積極的に行われるとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下、地域を愛する心が育まれるよう協働して自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の特性を踏まえつつ環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と人、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動が、現在及び将来の世代の地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

【趣旨】

市、市民、事業者が環境の保全及び創造を推進するに当たって、共通の認識とすべき事項を基本理念として定めたもので、この条例の全体的な考え方を規定しています。

第1項 環境の保全及び創造についての基本的な認識を示しています。

第2項 市、市民、事業者の協働した環境への取組と地域愛の醸成を示しています。

第3項 地域の特性を生かした人と自然が共生できる循環型社会の構築について示しています。

第4項 地球環境保全への取組についての考え方を示しています。

「健康で文化的な生活」(第1項)

憲法第25条第1項及び第2項の規定を受けて、環境基本条例においても「健康で文化的な生活」、すなわち「人間の尊厳にふさわしい生活」を確保する上において、環境の保全や創造を図ることが重要であることを示しています。

「自主的かつ積極的」(第1項)

良好な環境を享受する権利を守っていくためには、お互いにその権利を尊重しあわなければなりません。また享受できる環境が限りあるものであるとの認識に立てば、市・市民・事業者が自主的・積極的に環境の保全と創造に努力しなければなりません。

「自主的かつ積極的」とは、規制を遵守する場合を含め、環境の保全に取組む際の一般的な姿勢を示す語として、「自ら進んで」と同義です。一方、「自発的」(第18条)は、規制、誘導等の関与がなくても行われる活動を表します。

「それぞれの責務に応じた公平な役割分担」(第2項)

社会生活を営む以上、すべての者が何らかの環境への負荷を与えています。したがって、それぞれの主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それに応じた役割分担を果していく必要があります。

「地域を愛する心が育まれるよう」(第2項)

都市化の進展により、地域とのつながりが希薄になりつつありますが、良好な環境を保全・創造していくためには、地域が社会生活の共通の基盤であることを一人ひとりが認識し、地域を愛する心を育むことが必要です。

「地域の特性を踏まえつつ」(第3項)

同じ市域といっても、それぞれの地域で環境や歴史、生活スタイルも異なります。したがって、環境への取組を効果的に進めるためには、地域の特性を踏まえた対応が求められます。

「循環型社会」(第3項)

循環型社会とは、環境を構成する生物や資源が、将来にわたって共存できるような社会をいいます。具体的には、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を意味します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市の施策は、環境施策を基底として実施されなければならない。

3 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

【趣旨】

本条例第3条第2項の各主体の責務と環境基本法第7条の「地方公共団体の責務」の規定を受けて、市の責務を規定しました。

第1項 市が、環境の保全及び創造に関する総合的・計画的な施策の策定とその実施についての責務を有していることを明らかにしています。

第2項 市の施策は、環境政策を基礎として実施しなければならないことを規定しています。

第3項 市は、一事業者として他の事業者と同様、各種の社会経済活動を行っていることから、施策の実施に当たっては、環境への負荷低減に努める責務を明らかにしています。

「市域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件」(第1項)

本市は、大きく小牧、味岡、篠岡、北里の4地域から構成され、また、桃花台ニュータウンなど大規模な住宅地もあり、それぞれに自然や歴史的な成り立ち、地域の文化、人口や土地利用の状況、世帯の構成、職業などが異なります。したがって、これらの諸条件を考慮に入れ、施策を策定し、実施する必要があります。

「市の施策」(第2項)

ここでいう市の施策は、環境施策だけではなく、市が実施するすべての施策を示します。

「環境施策を基底」(第2項)

すべての市の施策は、環境施策を基礎としたり、環境施策に配慮して実施されなければなりません。

(「基底」..基礎となることから。ものごとの基礎、基盤。)

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、市民の日常生活に伴って発生する環境への負荷が高まっています。このような環境問題の解決には、市民一人ひとりが環境への負荷を与えていることを自覚し、環境への取組を進めることが不可欠です。

そこで、本条例第3条第2項の各主体の責務を受けて、市民の責務を規定しました。

第1項 自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、その負荷の低減に努める責務を規定しています。具体的な例としては、マイカーの使用を控える、洗剤を適正に使用する、味噌汁など食べ残しを直接排水としない、家庭から出るごみの量を減らすことなどが挙げられます。

第2項 市民は、日常生活で取組むべき環境への負荷の努力だけでなく、環境の保全や創造を目的とした地域の活動に参加したり、市が実施する施策に協力する責務を有することを規定しています。具体的な例としては、地域の緑化やリサイクル活動への協力、またポイ捨て防止や資源収集などの市の施策に協力することなどが挙げられます。

「自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し」(第1項)

自主的・積極的に環境に取り組むためには、まず、市民一人ひとりが環境に負荷を与えていることを自覚する必要があり、市民の責務として掲げました。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

多くの事業所が集積する本市では、環境への負荷を減らすためには、事業者の積極的な環境への取組が不可欠です。そこで、本条例第3条第2項の各主体の責務を受けて、事業者の責務を規定しました。

第1項 事業者は、事業活動そのものが環境の保全上の支障を生じる原因者となる可能性があることから、自らの事業活動が環境への負荷を与えていることを自覚し、公害の防止、廃棄物の適正処理、自然環境の適正な保全に努める責務を有することを規定しています。

第2項 事業者が生産した製品などは、それが使用される過程と廃棄される過程の両面において、環境への負荷を与えています。このため、製品などを使用する者、廃棄する者に対してその環境への負荷を低減させるための情報提供や、製品の原材料や生産に伴う役務についても、再生資源や環境負荷の低減につながるものを利用することに努める責務を有することを規定しています。

第3項 事業者は、その事業活動において、自らの環境の保全や創造に努めるだけでなく、市が実施する環境施策に積極的に参加・協力する責務を有していることを規定しています。

「事業者」(第1項)

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を指します。このため営利事業を行うものだけでなく、公共事業を行うものも「事業者」です。国、県、市、市民も事業を営む主体であれば「事業者」となります。

「自らの事業活動が環境への負荷を与えていることを自覚し」(第1項)

市民の責務同様、事業者にも自らの環境への負荷の自覚を求めるため、事業者の責務として掲げました。

「その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減」(第2項)

事業者が製造する製品などについて、消費者がその製品を使用したり、廃棄するときにも環境への負荷の低減につながるものが求められています。

例えば、自動車の場合、燃費が良く排出ガスも少ない車を生産するとともに、廃棄する場合にもリサイクルしやすい素材を利用することなどが挙げられます。

「再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等」(第2項)

具体的には、古紙、廃材、廃プラスチックなどの再生資源の利用や、共同配送等による合理化された物流サービスの利用などがあります。

「その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努める」(第3項)

工場の敷地や事業所周辺の緑化、環境の保全に関する地域活動への参加などが考えられます。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### (環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次の事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携及び科学的知見の活用を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が守られ、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じ、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 地域の特性に応じた人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに快適な環境が創造されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献すること。

### 【趣旨】

本条は、環境施策が環境全般の広い範囲を対象にしており、その手法が多岐にわたるため、基本理念(第3条)と基本的施策等(第2章~第4章)をつなぐ位置に、市の施策の策定及び実施に当たっての基本方針を明示したものです。

### 「各種の施策相互の有機的な連携」

この規定は次のような意味を含んでいます。

環境を大気、水質、自然環境などといった分野別にとらえるにとどまらず、環境を総合的にとらえて施策を構すべきこと。

各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を構すべきこと。

国、県や各市町村など各実施主体の施策、市民や事業者の自主的・積極的な取組の連携を図るべきこと。

### 「科学的知見の活用」

環境問題は直接私たちが目に見ることができないものや因果関係が明確でないものもあり、更には科学技術の進歩が著しいことから、問題の原因把握や対応について、科学的に裏付けられた結果、知識を活用することが必要です。

(科学的：事実そのものに裏付けられ、論理的認識によって媒介されているさま)

(知見：知ることと見ること。見て知ること。またその結果得られた知識、見識)

### 「総合的かつ計画的」

「総合的」とは、縦割りの行政施策に、「環境」を重要な要素として捉えて、あらゆる施策に環境が横断的に配慮されることを示します。

「計画的」とは、市民、事業者とのパートナーシップを推進するためにも、方法手順を常に明らかにするとともに、継続的な改善に向けた見直しが可能にすることを示します。

(「総合」…個々別々のものを一つにまとめること)

(「計画」…ものごとを行うに当たって、方法手順などを考え企てること)

### 「良好な状態に保持されること」(第1号)

大気の汚染や悪臭がなく空気などがきれいなこと、水質の汚濁がなく河川などがきれいなこと、騒音がなく静かなことなどを示します。

### 「生態系の多様性の確保」(第2号)

生態系の多様性は、地球上の生き物の多様性(バラエティ)、即ち野生の動植物の豊かさ全体(自然の豊かさ)を包括的に表した言葉です。この自然の豊かさが人類の生存と繁栄の基盤となっています。このようなことから「自然の豊かさを確保する=環境を保全する」ことが重要です。

### 「地域の特性に応じ」(第2号、第3号)

前文に掲げたように本市は東部丘陵から平野へと広がる地形であり、自然環境や生活環境など、それぞれに地域特性があり、それを生かしていくことが大切です。

### 「森林、農地、水辺等における多様な自然環境」(第3号)

東部の丘陵地から平野部に至るまでの多様な自然環境を具体的に例示したものです。「等」には、自然の豊かな地域のみならず、公園や寺社林、緑道等市街地の小さな自然を含むものです。

### 「地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに快適な環境」(第3号)

地域の歴史や文化を生かした都市景観や田園風景の保全創出とともに、人のふれあい、ぬくもりややすらぎのある環境を示します。



( 環境基本計画 )

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境施策の基本的な方向

(3) 前2号に定めるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

第4条（市の責務）第1項の規定を受け、本市における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を示すもので、執行機関の総括者である市長に、環境基本計画を策定するよう義務付けています。環境基本計画は、本条例の目的を達成するための中心的な役割を担うものです。本市における環境の保全及び創造に関する施策は、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、実施されることとなります。

第2項 環境基本計画の内容となるべき事項を規定しています。

第3項～第4項 環境基本計画を定めるに当たっての市民意見や事業者の意見の反映、計画の公表義務を規定しています。

「総合的かつ計画的」（第1項）

環境基本計画の中に定められる施策は、環境行政を担当する部局だけでなく、市の組織全体で相互に連携を図りながら推進する必要があります。

「総合的かつ長期的」（第2項）

「総合的」とは、第7条にも規定されているように、市として環境施策全体を、有機的連携を図りながら推進していくとともに、各主体の取組も含めて、全体としてとらえていくことを示しています。

また、「長期的」とは、今日の環境問題が中長期的観点から取組むべき問題であることを踏まえ、長期的視点に立った施策の必要性を示しています。

「環境施策の基本的な方向」（第2項）

第1号の総合的かつ長期的な目標を実現するための基本的な方向を示しています。

「市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置」（第3項）

基本理念（第3条）にもあるように、市民・事業者が自らの責務と公平な役割を担うためにも、環境基本計画への意見の反映は不可欠です。

「必要な措置」としては、例えば、市民意向調査、計画策定段階での市民参画、意見交換会、計画

案公表・意見募集などが考えられます。

「遅滞なく、これを公表」(第4項)

市民・事業者が自主的・積極的に取組むためには、すみやかな計画の公表が不可欠です。公表は、計画書や概要版の印刷・配布、広報やホームページへの掲載などを通じて行われることになります。

(調査)

第9条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

【趣旨】

環境施策は、正確な情報や知識に基づいたものでなければなりません。このため、環境の状況や社会の状況を正確にとらえ、問題の原因を把握し、可能な環境施策の手法について十分検討し、施策を講じた場合の効果を適切に把握するといったことが必要になります。

ここでは、継続的改善(PDCA)のP(プラン)に関わる施策として環境施策の策定に際して必要な調査を実施することについて規定しています。調査の例としては、樹木や緑地、水系などの自然環境調査、市民・事業者へのアンケート、先進事例の研究などがあります。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制又は指導の措置を講じなければならない。

【趣旨】

環境の保全を図るうえで、重要な役割を果たす規制等の措置について規定しています。具体的な例として、条例や、要綱による指導、施設の許可、届出制度や一定条件を付した協定の締結、勧告に従わない場合の改善命令などが挙げられます。

本市では、「ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例」により、「市民、事業者、犬の飼主等」に責務を課すとともに、必要な指導助言を行うことを規定しています。また、「産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱」で、産業廃棄物処理施設の設置等に関する協議・審査手続を定めています。

「環境の保全上の支障を防止」

規制の措置は、市民や事業者の権利や自由を制限するものであるため、その導入にはおのずと制約があります。したがって、規制という強い手段を用いても確保することが必要な水準を指す「環境の保全上の支障を防止する」という用語を用いています。

「必要な規制又は指導」

「規制」とは、ある事柄を規律し、統制することをいいます。いわゆる許可制、認可制のほか、届出をさせて一定の場合に改善命令をかけたり、勧告に従わない場合に改善命令を行うことを含みます。

「指導」とは、相手方に将来においてすべきこと、またはすべきでないことを指し示し、相手方を一定

の方向に導くことをいいます。

( 経済的措置 )

第11条 市は、市民及び事業者が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、適正な経済的な助成の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、環境への負荷を低減する目的で市民及び事業者に経済的な負担を求めようとするときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、必要な範囲内の措置を講じなければならない。

【趣旨】

今日の環境問題解決のためには、産業型公害の防止の観点だけでなく、日常生活や通常の事業活動を含めた幅広い社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があります。このためには規制的手法のみでは十分ではなく、経済的手法を活用する必要があるとの観点から経済的措置について規定しています。

第1項 市民や事業者が自主的に行う環境への負荷の低減を促進するため、経済的支援などの措置を講ずるよう努めることを規定しています。具体的には、本市では、「資源回収事業奨励金交付」、「家庭用生ごみ処理機購入費補助」、「家庭用太陽光発電システム設置補助」等を行っています。なお、こうした措置を行う際には、市場の状況、受益者負担あるいは原因者負担の原則に照らし合わせて適切かどうかを考慮する必要があります。

第2項 規制措置や経済的支援で効果が期待できない問題について、市民や事業者に経済的負担を求めるときには、十分な調査と研究を行った上で、適切な負担を求めることを規定したものです。例としては、平成14年に東京都杉並区でレジ袋削減を目的とした「すぎなみ環境目的税条例」(実施時期未定)が制定されています。

「経済的な負担」(第2項)

ここでは、環境への負荷の低減を図るため、使用料・手数料の引き上げ、新たな料金の設定などが考えられます。本市では「粗大ごみ」を有料収集しています。また、家電リサイクル法に基づくリサイクル費用の負担などが実施されています。更には環境税や炭素税が話題になっています。

「十分な事前調査及び研究」(第2項)

環境への負荷の低減を図るためであっても、新たに経済的負担を求めるためには、市民や事業者の理解を得て、さらに進んで協力をしてもらえるだけの背景をもったものでなければなりません。そこで、施策の妥当性・代替案の検討・負担を求める額等について、意向の把握を含めた十分な事前調査と研究を行う必要があります。

「必要な範囲内の措置」(第2項)

環境問題も時間とともに変化していきますし、市民や事業者の環境への認識も変化していくものです。また、市が抱えている課題や問題点にはそれぞれ特性があることなどを踏まえ、必要な範囲内で、最も適切な手法を選択していくことが重要になります。

具体的には、十分な事前調査に基づき、必要にして最小限の額と、市民や事業者に大きな負担とならない方法を決定すること、十分な事前周知を行うこと等が考えられます。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地等の環境の保全及び創造に資する公共施設の整備の積極的な推進に努めるとともに、これらの施設の適正な利用を促進しなければならない。

【趣旨】

環境の保全及び創造に資する公共的な施設の整備とそれらの施設の適切な利用の促進について規定しています。

「これらの施設の適正な利用」

施設の維持管理や市民が施設を利用する際にも、節電や節水、廃棄物の減量など環境負荷の低減に向けた適正な利用を促進していくことを規定しています。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

開発事業は、自然環境や生活環境に影響を及ぼす可能性があり、市は、開発事業を行う事業者に対して、環境への影響の調査や配慮を求めるための必要な措置を取ることを規定しています。

現在本市では、「小牧市土地開発等に関する指導要綱」に基づき、一定の規模の宅地造成等に対して指導を行っています。また、国の環境影響評価法や県の環境影響評価条例に基づき、一定の開発事業等に対して環境影響評価を実施することになっています。

(国の環境影響評価法の対象事業)

道路、ダム・堰等の河川工事、鉄道、飛行場、発電所、公有水面など開発事業のうち一定規模で、国が自ら実施する、又は関係法令の規定により許認可を行う、補助金の対照となるなど、関与を行う事業であり、規模が大きく必ず行う「第1種事業」と、これに準ずる規模で行うかどうかを個別に判断する「第2種事業」に分けられる。

「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業」

事業の実施により、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を対象とします。また、「これらに類する事業」とは、例えば工作物の改築、改良等が該当します。

「必要な措置」

現在の「宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、公園設置、ごみ処理等について指導を行っています。また、その他に具体的には、開発事業に対する「環境配慮指針」の作成があります。指針の項目としては

自然環境に与える影響を極力押さえしていくための方策や、供用後の環境保全対策（地形・地質、水象・気象、植物、動物、生態系）

各種公害を未然に防止する方策や、供用後の環境保全対策（大気、水質、土壌、音・振動、地盤、臭気、電波、日照、環境ホルモン）

周辺景観との調和や地域の文化やコミュニティの保全・創出に向けた方針の提示（歴史・文化、景観、快適空間）」などが考えられます。

（環境に配慮した公共工事等への取組）

第14条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境への負荷の少ない施行方法を採用した環境に配慮した公共工事等に率先して取組まなければならない。

【趣旨】

市の事業のうち特に環境への負荷が大きい公共工事において、率先して環境配慮に取組むことを規定しています。具体的には市の環境ISOで公共工事における環境側面を洗い出し、目的・目標を定め、負荷低減に向けた取組を進めています。

「公共工事等」

公共施設の建設、区画整理等の土木事業、施設の改築、設備の更新、維持管理等、市が実施する事業を示します。

「公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用」

公害の防止としては、騒音・振動、汚水やコンクリートガラ、アスファルトガラ等の廃棄物の適正処理が考えられます

建設副産物の有効利用としては、建設混合廃棄物の分別再利用や砕石の再生資源利用が考えられます。

エネルギーの効率的な利用としては、省エネルギー型の建設機材の使用等が考えられます。

「その他環境への負荷の少ない施行方法」

上記の環境への負荷の低減のほか、あらゆる方法を講じることが求められています。

( 環境への負荷の低減に資する施策の促進 )

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

**【趣旨】**

循環型社会の構築を目指して、環境への負荷を低減に資する施策を促進するために必要な措置をとることを規定しています。

第1項 市は、再生資源や環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置をとることを規定しています。本市では、「再生紙のガイドライン」、「グリーン購入ガイドライン」を定め、環境への負荷のできるだけ少ない用紙の使用、印刷物作成や製品の優先購入を進めています。

第2項 環境への負荷の低減を図るため、市民や事業者に対しても、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう必要な措置をとることを規定しています。

### 第3章 協働による推進体制

#### (環境教育及び環境学習)

第16条 市は、市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての関心及び理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、持続可能な節度ある社会を目指して、家庭、学校及び地域社会と連携し、将来を担う子どもたちが、環境に対する人としての責任及び役割を理解し、実行に結びつく能力を育むための環境教育及び環境学習を推進しなければならない。

#### 【趣旨】

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因することが多く、これらの問題解決のためには、今後の経済活動のあり方や市民のライフスタイルを、環境への負荷の低減の観点から見直していく必要があります。そのためには、前文や基本理念で述べたように、市民一人ひとりがそのことを自覚し、自主的、積極的に行動を起こすことが必要となります。

第1項 市民や事業者は、環境の保全や創造について理解を深め、環境への取組が促進されるよう、環境教育の充実や環境学習の促進について必要な措置をとることを規定しています。

第2項 特に、将来世代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習は、持続可能な社会の構築を目指すために大切です。そこで、家庭・学校・地域社会が連携して、環境に対する責任や役割を理解し、単に知識にとどまることなく、それが実行に結びつく環境教育・環境学習を推進することを規定しています。

#### 「環境教育」、「環境学習」(第1項 第2項)

「環境教育」は学校での教育のほかに、家庭での教育や地域社会などで行われる教育も含まれます。また「環境学習」は、自然とふれあうことなど環境と関わりながら自らの活動を通じて自発的に行われる活動を示します。

( 環境情報の提供 )

第17条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに市民及び事業者が自発的に行う活動の促進に資するため必要な情報を提供しなければならない。

【趣旨】

市は、環境教育や環境学習を推進したり、市民や事業者の自発的な活動を促進するため、必要な環境に関する情報を提供することを規定しています。環境情報には、身近なものから地球的規模のものまで多岐にわたります。また、広報やパンフレット、ホームページなど提供手段も多様であり、情報の体系的な整理や効果的な手段の活用を行う必要があります。

( 自発的な活動の促進 )

第18条 市は、市民及び事業者が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動等が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因することが多く、今後、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが環境への負荷の低減の観点から見直される必要があります。このためには、意欲ある市民や事業者によって自発的に行われる環境の保全に関する活動が効果的に行われるようになることが必要であり、本条では、これらの活動を促進するために必要な措置を講ずることを規定しています。

「市民及び事業者が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動等」

市民や事業者が自発的に行う資源回収や地域清掃、緑化活動等を示します。こうした活動は、市民や事業者が参加して組織する団体（町内会、PTAや業界団体等）で行われることも多く、この規定にはこうした団体も含んでいます。「自発的」 P11「自主的かつ積極的」参照

「必要な措置」

自発的な活動への支援としては、活動への助成、活動のPR、情報の提供、顕彰、技術的支援などが考えられます。



(市民及び事業者との協働等)

第19条 市は、市民及び事業者と協働した環境の保全及び創造を推進するため、市民及び事業者から提言を受けるための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、市民及び事業者と協働した環境施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な庁内体制を整備しなければならない

【趣旨】

環境施策を推進するためには、市民や事業者の理解や協力を得るためにも、環境に対する提言を積極的に受け入れ、それを施策に反映して実施していくことが必要です。

第1項 市民や事業者から提言を受けるための必要な措置をとることを規定しています。具体的には「環境市民会議」の設置、環境ISOに取り組む事業所で構成する「こまき環境ISOネットワーク」の活用等が考えられます。

第2項 市民や事業者と協働した環境施策の推進は、市全体に関わるものであり、全庁的な連携が必要であり、そのために必要な庁内体制を整備することを規定しています。現在、庁内には環境ISOの推進のための「環境管理委員会(助役・収入役・教育長・各部長)」、「環境推進委員会(環境部長・各次長)」が設置されています。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行わなければならない。

【趣旨】

環境の保全や創造に関する取組は、市独自で行うものばかりでなく、地球環境への取組、あるいは河川のように流域を対象とした取組など、他の団体などとの協力を欠くことができません。このように、広域的な連携、協力を行う必要のある施策について、国、他の地方公共団体と協力して施策を推進することを規定しています。

## 第4章 環境施策の評価及び継続的改善

### ( 監視等 )

第21条 市は、環境施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めなければならない。

#### 【趣旨】

環境施策の推進のためには、事前の調査とともに、環境状況の的確な把握のための監視等が重要です。そのための体制の整備について規定しています。

#### 「必要な監視等」

環境の状況や施策の実施状況などを継続的に把握することで、そのための手段として監視（次に何らかの措置が続くことを前提として継続的に環境の実態、施策の実施状況等を把握すること）、測定（有害物質の濃度等事物の状態を表す量を把握すること）、や検査（事物が特定の基準・規定に適合しているか否かを調べること）などがあります。

### ( 環境施策の評価及び継続的改善 )

第22条 市は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的を実施し、継続的な改善に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民及び事業者が自らの日常生活及び事業活動について環境に与える影響を評価し、継続的な改善を行うことができるように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて市民及び事業者に対して、助言、指導又は協力要請を行うことができるものとする。

#### 【趣旨】

環境施策の推進には継続的改善が不可欠です。そのため、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的を実施し、継続的な改善に結びつけるために必要な措置をとることを規定しています。

第1項 市の施策について、継続的な改善を行うための必要な措置をとることを規定しています。本市では、環境ISOの認証を取得し、それに基づく、評価、継続的改善を進めています。

第2項 市民や事業者も、自らが環境に負荷を与えていることを自覚し、継続的な改善を行うことが必要です。そのために、市民への環境家計簿の普及や、事業所の環境ISO認証取得の促進などが考えられます。また、市は必要に応じて助言・指導や協力要請を行うことができることを規定しています。

(年次報告書の作成及び公表)

第23条 市長は、環境の状況及び環境施策を推進した結果に対する評価、継続的な改善に向けた取組等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、年次報告書への意見等を聴くために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

継続的な改善を進めるためには、定期的に環境施策を評価し、新たな取組につなげていくことが重要です。

第1項 環境の状況や環境施策を推進した結果に対する評価、継続的な改善に向けた取組などを明らかにするため、市長は報告書を作成し、公表することを規定しています。

第2項 報告書に対する市民や事業者の意見を求めるために必要な措置をとることを規定しています。具体的には、広報やホームページなどに報告書を掲載し、意見を募集したり、地域の懇談会などでの意見交換などが考えられます。なお、第24条で報告書に対する環境審議会の意見をもとめることを規定しています。

「環境の状況」(第1項)

自然環境、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の状況など環境施策の推進に関係する状況全般を示します。

## 第5章 環境審議会

(設置等)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、小牧市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

【趣旨】

環境基本法第44条「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。」という規定に基づく環境審議会の設置等について規定しています。

第1項 市長の附属機関(地方自治法202条の3(附属機関の職務権限・組織等))として環境審議会を設

置することを規定しています。

第2項 審議会は、市長からの諮問に応じて、環境基本計画（第8条）、年次報告書（第23条）に関する  
と、その他環境の保全や創造に関する基本的事項、重要事項について調査審議します。

「基本的事項及び重要事項」（第2項）

環境の保全や創造する上で基本となる事項や、本条例の理念などに影響がある事項で、例えば、  
市域内における環境への負荷が大規模に変動する事項や環境の大規模な改変などが挙げられます。

（組織等）

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全及び創造に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

小牧市環境審議会の委員構成などについて規定しています。専門的な視点からの審議を行うため、  
学識経験のある者などから10人以内を市長が委嘱します。また、審議会は任務を遂行する上で必要な  
資料の提出を求めることができるよう規定しています。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【趣旨】

本条例の施行日を定めています。